

台東区保育委託費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項に規定する特定保育所又は市町村（特別区を含み、台東区を除く。以下同じ。）が設置する保育所（以下これらを「保育所」という。）に対する、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）に基づき行う保育に要する経費及び最低基準を超えて行う保育の充実に要する経費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育実施児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育所で保育を実施する児童をいう。
- (2) 11時間開所保育 午前8時30分から午後5時までの保育に加え、その前後おおむね1時間に保育を行い、1日の通算開所時間が11時間となる保育をいう。

(委託費の支給)

第3条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、最低基準に基づき行う保育及び保育実施児童に対する保育の充実に関し、第5条に定める経費について委託費を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、台東区に住所を有する児童が、市町村の設置する保育所において保育を受けた場合であって、当該市町村が異なる基準により委託費を支給しているときは、当該市町村と協議し、委託対象経費を定め、委託費を支給するものとする。

(保育実施児童の年齢計算)

第4条 保育実施児童の年齢計算は、保育実施施設に入所又は在籍する年度の初日の前日の年齢を基準として行う。

(委託対象経費及び支給の時期)

第5条 委託費の対象となる経費（以下「委託対象経費」という。）、算定基準、支給単位及び時期は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 最低基準に基づき行う保育に要する経費 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）に規定による。
- (2) 最低基準を超えて行う保育の充実に要する経費 別表第1及び別表第2に規定による。

(委託費の請求)

第6条 委託費(別表第2に掲げる台東区保育委託費特別加算(以下「区特別加算」という。))を除く。)の支給を受けようとする保育所の設置者は、台東区保育委託費請求書(第1号様式)に、必要な書類を添えて、別に定める提出期限までに、区長に請求するものとする。

(特別加算項目の交付手続き)

第7条 区特別加算の支給を受けようとする保育所の設置者は、台東区保育委託費特別加算申請書(第2号様式)に、必要な書類を添えて、別に定める提出期限までに、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、区特別加算の交付の可否を決定し、台東区保育委託費特別加算決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(委託費の使用制限)

第8条 保育所の設置者(以下「設置者」という。)は、支給を受けた委託費をその目的以外に使用してはならない。

(状況報告)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、委託費を支給した設置者に対し、委託費の執行状況について報告を求められることができる。

2 区長は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、委託費の執行について、適切な指示をしなければならない。

(実績報告)

第10条 委託費の支給を受けた設置者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第38条第3項により廃止の承認を受けたとき又は委託費の支給にかかる会計年度が終了したときは、廃止の日又は当該会計年度の終了の日から30日以内に、区長に対し保育所の収支決算書を提出しなければならない。

(委託費支給の取消し)

第11条 区長は、設置者が次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により委託費の支給を受けたとき
- (2) 委託費を他の用途で使用したとき

(委託費の返還)

第12条 設置者は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに委託費の支給を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

(費用徴収の禁止)

第13条 委託費の支給を受けた設置者は、この要綱で定める委託費の対象経費に関し、保育実施児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、延長保育に関する費用については、この限りでない。

(委 任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委託費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。